

差押調書、配当計算書及び充当通知書の公示送達について

下記の差押調書、配当計算書及び充当通知書については、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び御殿場市税賦課徴収条例（昭和30年御殿場市条例第18号）第18条の規定に基づき公示送達します。

なお、当該書類は御殿場市役所総務部税務課に保管してありますので、送達を受けるべき者の請求があった場合には交付します。

令和 8 年 9 月 14 日

御殿場市長 勝 又 正 美

記

- 1 発送する書類名 差押調書 配当計算書及び充当通知書
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり

注意： 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により告示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

別紙

氏名	差押通知書	配当計算書及び充当通知書
AHN SUNGHYUN	8御総税3842号	8御総税4150号
QIU YUE	8御総税3844号	8御総税4151号
山下 和志	8御総税3876号	8御総税4187号
VAN NIEKERK RAY LYNN JACQUELINE	8御総税3905号	8御総税4271号